（筆界推定現地調査）

第十三条の八　筆界推定現地調査は、調査図素図、調査図一覧図及び現地調査票に基づき行うものとする。

２　筆界推定現地調査を行ったときは、調査図及び現地調査票に調査年月日及び調査の結果を記録するとともに、調査図素図の表示が調査の結果と相違しているときは、当該表示事項を訂正し又は修正しその他調査図素図に必要な記録をして調査図を作成するものとする。

３　現地における推定した筆界の確認においては、原則として現地精通者の証言を求めるものとする。

４　前条第一項の規定により推定した筆界が調査の結果と相違しているときは、調査図及び現地調査票に基づき、筆界推定線図を修正するものとする。

第四章　効率的手法導入推進基本測量

第一節　総則

（効率的手法導入推進基本測量の方式）

第十四条　効率的手法導入推進基本測量は、次の各号に掲げる方式のいずれかによって行うものとする。

一　地上法

二　航測法

２　効率的手法導入推進基本測量は、数値法によって行うものとする。

３　航測法による効率的手法導入推進基本測量は、令別表第四に定める精度区分乙二又は乙三が適用される区域において行うことができる。

（測量の基礎とする点）

第十五条　効率的手法導入推進基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（位置及び方向角の表示の方法）

第十六条　効率的手法導入推進基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面直角座標値（以下「座標値」という。）及び測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）で表示するものとする。

２　（略）

（効率的手法導入推進基本調査図の図郭）

第十七条　効率的手法導入推進基本調査図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。

第四章　都市部官民境界基本測量

第一節　総則

（都市部官民境界基本測量の方式）

第十四条　都市部官民境界基本測量は、地上測量による数値法によって行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（測量の基礎とする点）

第十五条　都市部官民境界基本測量は、基本三角点（測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二章の規定による基本測量の成果である三角点及び電子基準点をいう。以下同じ。）若しくは基本水準点（同法第二章の規定による基本測量の成果である水準点をいう。）若しくは法第十九条第二項の規定により認証され、若しくは同条第五項の規定により指定された基準点又はこれらと同等以上の精度を有する基準点（以下「基準点等」という。）を基礎として行わなければならない。

（位置及び方向角の表示の方法）

第十六条　都市部官民境界基本測量における地点の位置は、令別表第一に掲げる平面直角座標系（以下「座標系」という。）による平面直角座標値（以下「座標値」という。）及び測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二条第二項に規定する日本水準原点を基準とする高さ（以下「標高」という。）で表示するものとする。

２　（略）

（都市部官民境界基本調査図の図郭）

第十七条　都市部官民境界基本調査図の図郭は、地図上において座標系原点からＸ軸の方向に二十五センチメートル、Ｙ軸の方向に三十五センチメートルごとに区画して定めるものとする。